

柏崎市告示第98号

新潟県柏崎市介護保険施設等監査実施要綱を次のように定め、令和4年1月1日から実施する。

令和4年（2022年）10月26日

柏崎市副市長 西 卷 康 之

新潟県柏崎市介護保険施設等監査実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第76条の2、第77条、第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第90条、第91条の2、第92条、第100条、第103条、第104条、第114条の2、第114条の5、第114条の6、第115条の7、第115条の8、第115条の9、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28及び第115条の29並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第112条、第113条の2及び第114条の規定に基づき、次の介護保険施設等に対して行う介護給付又は予防給付（以下「介護給付等」という。）に係るサービス（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容及び介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

- (1) 指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

- (2) 指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）
- (3) 指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）
- (4) 指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者
- (5) 介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者
- (6) 介護医療院の開設者、介護医療院の管理者又は医師その他の従業者
- (7) 平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者又は指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者であった者
- (8) 指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
- (9) 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者又は同令第97条第1項に規定する旧指定介護予防通所介護事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

- (10) 指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者等」という。）
- (11) 指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

（監査方針）

第2条 監査は、次に掲げる場合において、当該介護保険施設等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該介護保険施設等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「立入検査等」という。）を行い、事実關係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を探ることを主眼とする。

- (1) 介護保険施設等の介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求について、本市の条例で定める介護保険施設等の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていないないと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (2) 介護報酬の請求について、不正を行っていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (3) 不正の手段により指定を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (4) 介護給付等対象サービスの利用者、入所者又は入居者（以下「利用者等」という。）について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき本市が虐待の認定を行った場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命若しくは身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合

（監査対象となる介護保険施設等の選定基準）

第3条 監査は、次に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等（前条第1号から第3号までに掲げる場合をいう。以下同じ。）又は人格

尊重義務違反（前条第4号に掲げる場合をいう。以下同じ。）の確認について必要があると認める場合に立入検査等により行う。

(1) 要確認情報（次に掲げるものをいう。）

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報

イ 高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命若しくは身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報

ウ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

エ 連合会又は指定若しくは許可の権限を持つ柏崎市以外の保険者からの通報情報

オ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す介護保険施設等の情報

カ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(2) 運営指導における情報（法第23条により指導を行った市長又は法第24条により指導を行った厚生労働大臣若しくは新潟県知事が、介護保険施設等において認めた（その疑いがある場合を含む。）指定基準違反等及び人格尊重義務違反の情報をいう。）

（監査方法等）

第4条 監査の対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により、監査開始時に通知する。ただし、法第23条による運営指導の実施中に監査に移行した場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告するものとする。

(1) 監査の根拠規定

(2) 監査の日時及び場所

(3) 監査担当者

(4) 監査対象介護保険施設等の出席者（役職名等で可とする。）

(5) 必要な書類等

(6) 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

2 監査の実施に当たっては、事前に関係する保険者及び監査の対象が指定地域密着型サービス事業者等又は指定地域密着型介護予防

サービス事業者等の場合は当該事業者を指定している全ての市町村長に情報提供を行い、必要に応じ同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。

- 3 監査により指定基準違反等又は人格尊重義務違反の事実を認めるときは、文書により新潟県知事に通知する。ただし、新潟県と本市が同時に監査を行っている場合には、省略することができる。
- （行政上の措置）

第5条 市長が指定の権限を持つ介護保険施設等（以下「市指定介護保険施設等」という。）について、指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、法の規定に基づき次に掲げる行政上の措置を採るものとする。

- (1) 励告 市指定介護保険施設等に指定基準違反等（介護報酬の請求に関する件を除く。）の事実が確認された場合は、当該市指定介護保険施設等に対し期限を定めて基準の遵守等の措置を採るべきことを文書により勧告することができるものとし、勧告をしたときは、当該市指定介護保険施設等に対し期限までに当該勧告に対応して採った措置について、文書により報告を求めるものとする。この場合において、期限内に当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- (2) 命令 市指定介護保険施設等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を採らなかった場合は、当該市指定介護保険施設等に対し期限を定めてその勧告に係る措置を採るべきことを命令することができるものとし、命令をしたときは、当該市指定介護保険施設等に対し期限までに当該命令に対応して採った措置について、文書により報告を求めるものとする。この場合において、市長は命令した旨を公示しなければならない。
- (3) 指定の取消し等 指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が法第78条の10各号、第84条第1項各号、第115条の19各号及び第115条の29各号のいずれかに該当する場合においては、当該市指定介護保険施設等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消し等」という。）をすることができる。

(監査結果の通知等)

第6条 監査の結果については、文書により当該市指定介護保険施設等に通知する。ただし、前条各号のいずれかに該当する場合は、それらの通知に代えることができる。

2 前条各号のいずれにも該当はしないが、改善を要すると認められた事項については、その旨を通知し期限を定めて報告を求めるものとする。

(聴聞等)

第7条 監査の結果、当該市指定介護保険施設等が命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定により聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

(経済上の措置)

第8条 市長は、取消処分等（命令を除く。）を行った場合において、当該市指定介護保険施設等が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払を受けているときは、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払に関する保険者に対し当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。

2 前項の不正利得については、原則として、法第22条第3項の規定により当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

(報告等)

第9条 市長は、指定地域密着型サービス事業者等及び指定居宅介護支援事業者等に対し第5条に規定する行政上の措置を行う場合には、事前に新潟県知事に情報提供を行うものとする。

2 市長は、法第197条第2項の規定により、必要に応じて厚生労働省に対し監査及び行政措置の実施状況を報告するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定

める。

附 則

新潟県柏崎市指定地域密着型サービス事業者等監査実施要綱（平成25年12月告示第174号）は、廃止する。